

令和2年1月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

- | | | |
|-----|----|----------------------------------|
| 議案第 | 1号 | 久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う統廃合等の方針（案）について |
| 議案第 | 2号 | 久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議案第 | 3号 | 久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 議案第 | 4号 | 久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 5号 | 久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について |
| 議案第 | 6号 | 令和2年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について |
| 議案第 | 7号 | 久喜市立図書館運営審議会委員の委嘱について |

議案第 1 号

久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う統廃合等の方針
(案) について

久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う統廃合等の方針(案)につ
いて、別紙のとおり決定したいので議決を求める。

令和2年1月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う統廃合等の方針（案）について

久喜市立菖蒲南中学校では、小規模化により子どもたちの教育活動における課題が生じることが懸念されていることから、子どもたちの教育環境の充実を図るため、下記のとおり学校統廃合を実施するものとする。

今後は、教育委員会が別に定める組織や関係学校等において、学校統廃合に向けて必要な協議を進めるものとする。

記

(1) 統廃合等の方策

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校を統廃合し、統合による新たな学校を設置する。

(2) 統合による新たな学校の開校日

令和4年（2022年）4月1日とする。

(3) 統合による新たな学校の位置等

現在の久喜市立菖蒲中学校の位置とし、同校の施設を活用する。

以 上

議案第 2 号

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

久喜市立図書館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 2 年 1 月 2 2 日 提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立図書館条例施行規則（平成31年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「所蔵資料等」の次に「（電子書籍を除く。）」を加え、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（電子図書館サービス）

第10条 図書館は、電子書籍（図書資料と同等の内容を有する電磁的記録であつて、インターネットを通じて利用が可能なものをいう。以下同じ。）の利用を提供するサービス（以下「電子図書館サービス」という。）を行うことができる。

2 電子図書館サービスを利用することができる者は、第7条第1項の規定により利用券の交付を受けた個人とする。

3 電子図書館サービスで利用することができる電子書籍の点数は3点以内とし、期間は15日以内とする。

様式第4号中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に改め、様式第5号中「（第16条関係）」を「（第17条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

議案第 3 号

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則に
ついて

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和2年1月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第3号 「久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」の別紙資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

議案第 4号

久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について

久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年1月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第4号 「久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例について」
の別紙資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

議案第 5号

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令に
ついて

久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和2年1月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第5号 「久喜市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について」の別紙資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。

議案第 6 号

令和 2 年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 2 年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので議決を求める。

令和 2 年 1 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

**議案第6号 「令和2年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について」
の別紙資料につきましては、審議・検討等情報が含まれているため非公開です。**

議案第 7号

久喜市立図書館運営審議会委員の委嘱について

久喜市立図書館運営審議会委員について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和2年1月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第7号 「久喜市立図書館運営審議会委員の委嘱について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。